

## 第6章 計画の推進と計画の評価における

### 1 計画の推進体制

#### <庁内組織>

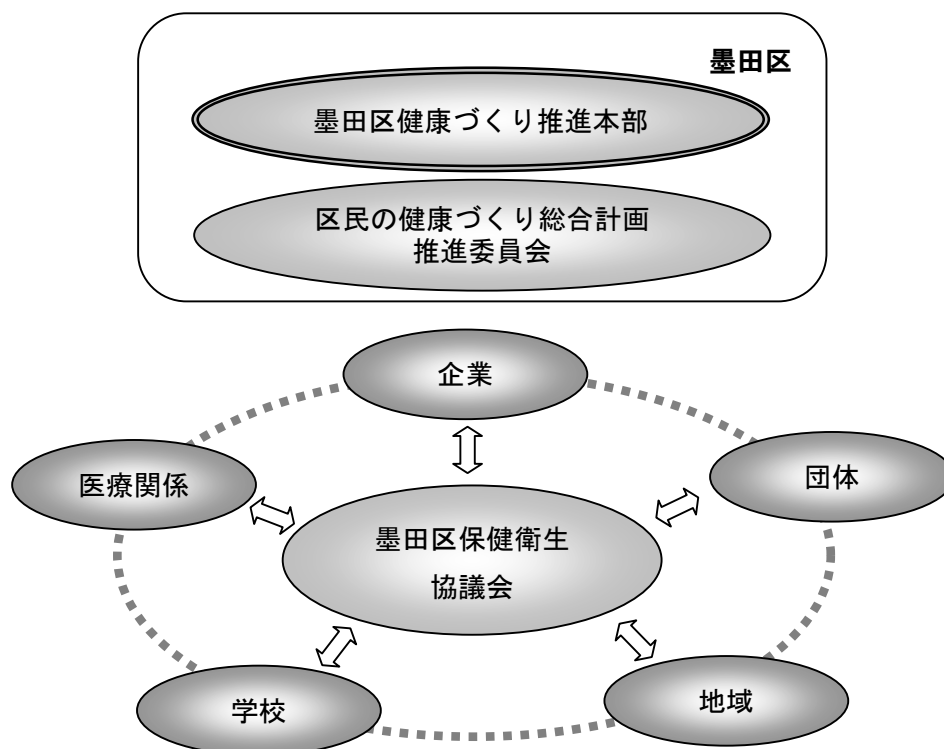
区民の健康づくりに向けた取り組みや事業は多岐にわたります。これら事業を中心に区民一人ひとりが健康づくりに取り組むためには、行政だけでなく様々な区民、団体が関わることが求められています。その中でも行政は、健康づくりの推進にあたり中核的な役割を果たすことが求められており、墨田区関係各課の密接な連携のもと協力して取り組む必要があります。

そこで、健康づくり施策のあり方を検討する庁内組織である「墨田区健康づくり推進本部」を通じて、情報交換と共有、連絡調整を密接に行い、健康づくり施策の総合的・効果的な推進を図ります。

#### <区民、団体等との連携>

区民の健康は、区民一人ひとりの主体的な取り組みが基本となりますが、区民の健康を社会全体で支えていくことが重要です。

地域や団体、学校、企業、医療機関などが一体となって健康づくりに取り組むため、区民及び区内の関連団体等で構成される「墨田区保健衛生協議会」において、区民の参画のもとで、計画の評価を行いながら推進します。



## 2

## 計画の評価体制

「区民の健康づくり総合計画」においては、推進と同時に数値目標と各事業の「評価」を実施します。評価にあたっては、「目標がどの程度達成されたか」という結果だけでなく、「そのためにどのようなことに取り組んだのか」というプロセス（過程）を重視します。

関係各課での事業の見直しとあわせて、「墨田区健康づくり推進本部」の下部組織である「区民の健康づくり総合計画推進委員会」にて評価を実施します。

### ①平成 22（2010）年度に中間評価

「区民の健康づくり総合計画」では、分野別の評価指標を設定しています。これら指標の達成状況と事業の進捗状況を踏まえ、計画の中間年である平成 22（2010）年度に計画の見直しを行います。

評価指標には、健康診査や検診のデータのように実績データにより明らかとなるものだけでなく、平成 17（2005）年度に実施した『健康』に関する区民アンケート調査などをもとに設定している指標があります。

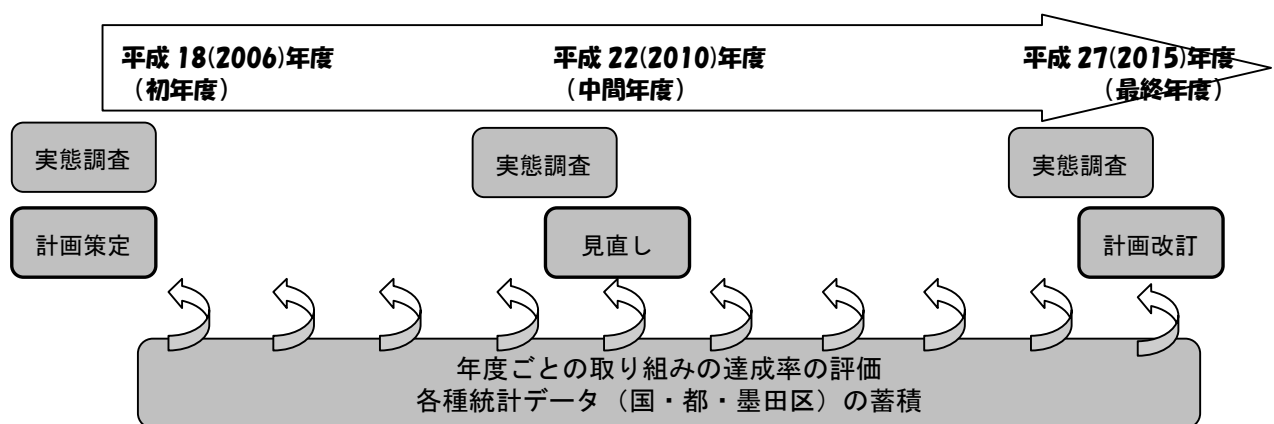
そこで、中間の見直しにおいて、再度アンケート調査を実施し、区民の意識や取り組み等に関する指標について把握します。

### ②継続的なデータの蓄積と年度ごとの「見直し」

中間年及び改訂年度における総合的な「見直し」だけでなく、毎年、「目標達成を目指して何を行ったのか」「事業の進捗状況はどうか」を把握し、それを評価することが必要です。

このような視点から、各年度の事業に対する取り組みの「見直し」を行います。

### <評価のフロー>



## 資料編 計画の策定体制と検討経過

### 1 計画策定の全日程

年 月 日	保健衛生協議会・健康づくり推進本部・幹事会	策定委員会・作業部会・ワーキング
平成 17 年 4 月 21 日		第 1 回全体調整ワーキング
平成 17 年 4 月 28 日		チーフ会議
平成 17 年 5 月 9 日		数値目標設定ワーキング委員向け研修会
平成 17 年 5 月 11 日		分野別ワーキング（栄養、運動、休養、たばこ・アルコール）
平成 17 年 5 月 13 日		分野別ワーキング（歯）
平成 17 年 5 月 17 日		分野別ワーキング（栄養、運動、休養、たばこ・アルコール）
平成 17 年 5 月 20 日		分野別ワーキング（歯）
平成 17 年 5 月 23 日		分野別ワーキング（栄養、運動、休養、たばこ・アルコール）
平成 17 年 5 月 25 日		分野別ワーキング（栄養） チーフ会議
平成 17 年 5 月 30 日		第 2 回全体調整ワーキング
平成 17 年 6 月 9 日	第 1 回推進本部	
平成 17 年 6 月 22 日		第 1 回策定委員会
平成 17 年 6 月 23 日～ 平成 17 年 7 月 8 日		「健康」に関する区民アンケート調査実施
平成 17 年 7 月 7 日	第 1 回保健衛生協議会	
平成 17 年 7 月 21 日		ワーキング委員向け区民アンケート報告会 分野別ワーキング（栄養、休養、歯）
平成 17 年 7 月 27 日		分野別ワーキング（運動、たばこ・アルコール）
平成 17 年 8 月 1 日		分野別ワーキング （栄養、運動、休養、たばこ・アルコール、歯）
平成 17 年 8 月 4 日		チーフ会議
平成 17 年 8 月 19 日		第 1 回作業部会 （地域ケア作業部会、生活環境・基盤整備作業部会）
平成 17 年 8 月 22 日		第 1 回作業部会（健康づくり作業部会）
平成 17 年 8 月 24 日	第 2 回推進本部（文書）	
平成 17 年 8 月 31 日		第 2 回作業部会（地域ケア作業部会）
平成 17 年 9 月 5 日		第 2 回作業部会 （健康づくり作業部会、生活環境・基盤整備作業部会）
平成 17 年 9 月 16 日		第 3 回作業部会（健康づくり作業部会）
平成 17 年 9 月 29 日		第 3・4 回作業部会（健康づくり作業部会、地域ケア作業部会、生活環境・基盤整備作業部会）
平成 17 年 10 月 14 日		第 4・5 回作業部会（地域ケア作業部会、健康づくり作業部会、生活環境・基盤整備作業部会）
平成 17 年 10 月 27 日	第 1 回推進本部幹事会	
平成 17 年 11 月 10 日	第 3 回推進本部	
平成 17 年 12 月 11 日 ～平成 18 年 1 月 6 日		パブリック・コメント手続き実施
平成 18 年 2 月 2 日	第 2 回保健衛生協議会	
平成 18 年 2 月 7 日	第 4 回推進本部	

平成 15 年 12 月 9 日

条例第 48 号

墨田区保健所運営協議会条例(昭和 50 年墨田区条例第 18 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 地域保健対策の円滑な実施及び区民の健康の増進の推進を図るため、墨田区保健衛生協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所管事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 11 条に規定する地域保健及び保健所の運営に関する事項
- (2) 老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)第 12 条(第 5 号から第 5 号の 6 までを除く。)に規定する保健事業に関する事項
- (3) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画その他の区民の健康の増進の推進に関する事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他区長が適当と認める者

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱し、又は任命された時における前条第 2 項各号に掲げる身分を失ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

(会長等)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が定められていない場合は、区長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員(会長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者で議事に関係があるものの会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを公開しないことができる。

(1) 墨田区情報公開条例(平成13年墨田区条例第3号)第6条各号に掲げる非公開情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(委員の守秘義務)

第10条 委員又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(分科会)

第11条 特定の事項、専門的な事項等について調査検討するため、必要に応じて、協議会に分科会を置くことができる。

2 第3条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、分科会の委員の定数、任期等については、区長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、福祉保健部及び墨田区保健所において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 3

## 墨田区保健衛生協議会検討過程

会議名	開催日時	検討内容
第1回 保健衛生協議会	平成17年7月7日 14:00～16:00 リバーサイドホール会議室	1 平成16年度「健康づくり分科会」の報告 2 平成17年度分科会について 3 「区民の健康づくり総合計画」策定状況について 4 その他
第2回 保健衛生協議会	平成18年2月2日 14:00～16:00 リバーサイドホール会議室	1 「区民の健康づくり総合計画」策定について 2 分科会について 3 その他

## 4

## 墨田区保健衛生協議会委員名簿

氏名	所属・役職
◎石 館 敬 三	(財)東京都結核予防会理事長
樋 口 満	早稲田大学スポーツ科学部教授
永 井 力	本所警察署長
櫻 井 高 清	向島消防署長
銀 林 純 子	墨田児童相談所長
岩 田 俊 勝	向島労働基準監督署長
道 永 麻 里	すみだ医師会会長
國 松 久 輝	東京都本所歯科医師会会長
青 山 晰 子	墨田区薬剤師会理事
宇田川 勇	東京都獣医師会墨田支部支部長
北 村 正 次	東京都立墨東病院院長
本 田 哲 三	東京都リハビリテーション病院副院長
加 瀬 三 郎	墨田区障害者団体連合会会長
三 浦 八重子	墨田区精神障害者家族会会長
廣 瀬 章	向島環境衛生協会会長
竹 村 和 助	墨田区食品衛生協会会長
池 川 交 一	墨田区社会福祉協議会副会長
田 中 三 伊	墨田区民生委員・児童委員協議会会長
森 正次郎	本所保健衛生協力員会会長
熊 谷 恵 二	墨田区商店街連合会会長
佐 藤 準 一	隅田小学校校長
小 林 良 雄	向島中学校校長
沖 山 仁	墨田区議会議長
秋 元 治	本所地区小学校PTA連合会会長
岩 田 道 子	健康運動指導士
板 倉 光 明	隅田西町会会長
吉 本 弥 生	花王健康科学研究会 (株)花王ヘルスケア第1研究所
辻 村 智 子	公募委員
長 瀬 ひ さ	公募委員

平成17年6月1日現在

◎：会長

昭和 58 年 5 月 17 日

58 墨保健発第 162 号

## (設置)

第 1 条 区民の心身の健康を確保することによって、区民福祉の増進を図ることを目標として、区民の生涯を通じての健康づくりを総合的に推進するため、墨田区健康づくり推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 区民の健康づくり総合計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区民の健康づくりに関する施策の総合調整及びその施策の推進に関すること。

## (組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、助役とし、本部長を補佐して、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、収入役、教育長及び部長(部長相当職を含む。)の職にあるものをもって充てる。

## (会議)

第 4 条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に、本部会議への出席を求めることができる。

## (幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者(以下「幹事」という。)をもって充てる。
- 3 幹事会は、本部会議の審議事項について調査検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。
- 4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

## (事務局)

第 6 条 推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、福祉保健部保健衛生担当部長とする。
- 4 事務局長は、本部長の命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。
  - (1) 幹事会を招集し、これを主宰すること。
  - (2) 本部会議に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

- 5 事務局長は、前項第 2 号及び第 3 号の事務を行うに当たって必要があると認めるときは、本部員、幹事その他当該事務に関係する職員に対して、資料の提出、報告その他必要な協力を求めることができる。
- 6 事務局長は、第 4 項第 1 号により幹事会を招集するに当たって必要があると認めるときは、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、福祉保健部保健衛生担当において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 58 年 5 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

別表

墨田区健康づくり推進本部幹事

企画経営室 企画・行政改革担当課長、広報広聴担当課長

総務部 総務課長

区民部 国保年金課長

地域振興部 自治振興・女性課長

地域振興部危機管理担当 防災課長

地域振興部商工担当 生活経済課長

地域振興部環境担当 環境保全課長

福祉保健部 厚生・児童課長、保護課長、子育て支援課長、障害者福祉課長

福祉保健部高齢者福祉担当 介護保険課長、高齢者福祉課長

福祉保健部保健衛生担当 保健計画課長、生活衛生課長、衛生検査課長、向島保健センター所長、  
本所保健センター所長

都市計画部 都市計画課長、住宅課長

都市計画部都市整備担当 道路公園課長

教育委員会事務局 学務課長、指導室長、生涯学習課長、スポーツ振興課長



## 6

## 墨田区健康づくり推進本部・幹事会検討過程

会議名	開催日時	検討内容
第1回 推進本部	平成17年6月9日 12:05～ 墨田区役所庁議室	1 「区民の健康づくり総合計画」策定方針について 2 進捗状況について 3 スケジュールについて
第2回 推進本部	平成17年8月24日 文書にて	1 健康に関するアンケート調査について 2 数値目標設定(案)について
第1回 推進本部幹事会	平成17年10月27日 13:30～15:00 121会議室	1 「区民の健康づくり総合計画」素案について
第3回 推進本部	平成17年11月10日 12:05～ 墨田区役所庁議室	1 「区民の健康づくり総合計画」素案について
第4回 推進本部	平成18年2月7日 12:00～ 墨田区役所庁議室	1 パブリックコメント等実施後の「区民の健康づくり総合計画」素案について

## 7

## 墨田区健康づくり推進本部構成員

本部長	区長
副本部長	助役
本部長	収入役、教育長、企画経営室長、総務部長、総務部参事、区民部長、地域振興部長、危機管理担当部長、商工担当部長、環境担当部長、福祉保健部長、高齢者福祉担当部長、保健衛生担当部長、都市計画部長、都市整備担当部長、区議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会事務局長

## 8

## 墨田区健康づくり推進本部幹事会構成員

企画経営室	企画・行政改革担当課長、広報広聴担当課長
総務部	総務課長
区民部	国保年金課長
地域振興部	自治振興・女性課長
地域振興部危機管理担当	防災課長
地域振興部商工担当	生活経済課長
地域振興部環境担当	環境保全課長
福祉保健部	厚生・児童課長、保護課長、子育て支援課長、障害者福祉課長
福祉保健部高齢者福祉担当	介護保険課長、高齢者福祉課長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、生活衛生課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長、衛生検査課長
都市計画部	都市計画課長、住宅課長
都市計画部都市整備担当	道路公園課長
教育委員会事務局	学務課長、指導室長、生涯学習課長、スポーツ振興課長

会議名	開催日時	検討内容
第1回策定委員会	平成17年6月22日 10:00~12:00 121会議室	1 「区民の健康づくり総合計画」策定方針について 2 平成16年度計画改定作業部会の結果について 3 平成16年度保健衛生協議会「健康づくり分科会」の検討結果について 4 計画の進ちょく状況について 5 作業部会について
第1回作業部会 ・地域ケア作業部会	平成17年8月19日 9:30~11:30 31会議室	1 「基本的な考え方」「現状と課題」「施策の方向性」について
第1回作業部会 ・生活環境・基盤整備作業部会	平成17年8月19日 13:30~15:30 31会議室	1 「基本的な考え方」「現状と課題」「施策の方向性」について
第1回作業部会 ・健康づくり作業部会	平成17年8月22日 9:30~11:30 21会議室	1 区民の健康づくりに向けた目標、数値目標の確認 2 目標達成に向けた施策・事業の検討
第2回作業部会 ・地域ケア作業部会	平成17年8月31日 13:30~15:30 1階 ミニシアター	1 「基本的な考え方」「現状と課題」「施策の方向性」の整理 2 具体的な取り組みについて
第2回作業部会 ・健康づくり作業部会	平成17年9月5日 9:30~11:30 131会議室	1 目標達成に向けた施策・事業の検討等
第2回作業部会 ・生活環境・基盤整備作業部会	平成17年9月5日 13:00~14:30 131会議室	1 「基本的な考え方」「現状と課題」「施策の方向性」について 2 具体的な取り組みについて
第3回作業部会 ・健康づくり作業部会	平成17年9月16日 15:30~17:00 91会議室	1 目標達成に向けた施策・事業の検討等
第4回作業部会 ・健康づくり作業部会	平成17年9月29日 9:30~11:30 82会議室	1 健やか親子、介護予防分野等について (現状、課題、施策の方向性、数値目標、事業)
第3回作業部会 ・地域ケア作業部会	平成17年9月29日 13:30~15:00 82会議室	1 「基本的な考え方」「現状と課題」「施策の方向性」の整理 2 具体的な取り組みについて
第3回作業部会 ・生活環境・基盤整備作業部会	平成17年9月29日 15:30~17:00 82会議室	1 「基本的な考え方」「現状と課題」「施策の方向性」の整理 2 具体的な取り組みについて
第4回作業部会 ・地域ケア作業部会	平成17年10月14日 9:30~11:30 31会議室	1 地域ケア作業部会部分のまとめ 2 計画全体部分について
第5回作業部会 ・健康づくり作業部会	平成17年10月14日 13:30~15:00 91会議室	1 健康づくり作業部会部分のまとめ 2 計画全体部分について
第4回作業部会 ・生活環境・基盤整備作業部会	平成17年10月14日 15:30~17:00 91会議室	1 生活環境・基盤整備作業部会部分のまとめ 2 計画全体部分について

策定委員会委員長 福祉保健部保健衛生担当部長（墨田区保健所長）		
部会名・部会長	課	係
1. 健康づくり作業部会 《部会長》 保健計画課長 《副部会長》 本所保健センター所長	保健計画課	保健計画担当
	向島保健センター	事業係
	向島保健センター	保健医療担当（医師）
	本所保健センター	栄養指導担当（栄養士）
	向島保健センター	保健指導担当（保健師）
	本所保健センター	保健指導担当（保健師）
	本所保健センター	歯科衛生担当（歯科衛生士）
	衛生検査課	臨床検査係
	生活衛生課	食品調整係
	生活衛生課	生活環境係
	スポーツ振興課	スポーツ振興担当
	学務課	学校保健担当
	指導室	指導主事
	厚生・児童課	厚生担当
	自治振興・女性課	コミュニティ担当
	高齢者福祉課	高齢者相談担当
	厚生・児童課	児童担当
子育て支援課	子育て支援担当	
2. 地域ケア作業部会 《部会長》 向島保健センター所長	保健計画課	保健計画担当
	保健計画課	公害補償担当
	向島保健センター	事業係
	本所保健センター	保健医療担当（医師）
	向島保健センター	歯科衛生担当（歯科衛生士）
	向島保健センター	栄養指導担当（栄養士）
	向島保健センター	保健指導担当（保健師）
	衛生検査課	臨床検査係
	保護課	保護第三係
	障害者福祉課	障害者相談担当
	高齢者福祉課	高齢者支援担当
介護保険課	管理・計画担当	
3. 生活環境・基盤整備作業部会 《部会長》 生活衛生課長	生活衛生課	食品調整係
	生活衛生課	生活環境係
	衛生検査課	衛生検査係
	保健計画課	保健計画担当
	向島保健センター	保健医療担当（医師）
	本所保健センター	保健指導担当（保健師）
	本所保健センター	栄養指導担当（栄養士）
	道路公園課	調整担当
	都市整備課	事業推進担当
	環境保全課	環境管理担当
	学務課	学校給食担当
	企画経営室	政策担当

※策定委員会は、作業部会構成員全体で構成されます。

会議名	開催日時	検討内容
第1回全体調整ワーキング	平成17年4月21日 10:30~12:00(121 会議室)	1 「区民の健康づくり総合計画」策定方針について 2 平成16年度計画改定作業部会の検討結果について 3 平成16年度保健衛生協議会「健康づくり分科会」の検討結果について 4 数値目標設定ワーキングの目的・進め方について
チーフ会議	平成17年4月28日 15:30~17:00(122 会議室)	1 数値目標設定ワーキングの目的・進め方について
数値目標設定ワーキング委員向け研修会	平成17年5月9日 10:00~12:00 14:00~16:00(121 会議室)	1 健康日本21について 2 数値目標設定の考え方について
分野別ワーキング (①栄養、①運動、①休養、 ①たばこ・アルコール)	平成17年5月11日 8:45~17:00(124 会議室)	1 調査項目の検討について
分野別ワーキング (①歯)	平成17年5月13日 15:30~17:00(132 会議室)	1 調査項目の検討について
分野別ワーキング (②栄養、②運動、②休養、 ②たばこ・アルコール)	平成17年5月17日 8:45~17:00 (122、132 会議室)	1 調査項目の検討について
分野別ワーキング (②歯)	平成17年5月20日 15:30~17:00(22 会議室)	1 調査項目の検討について
分野別ワーキング (③栄養、③運動、③休養、 ③たばこ・アルコール)	平成17年5月23日 8:45~17:00(31 会議室)	1 調査項目の検討について
分野別ワーキング (④栄養)	平成17年5月25日 8:45~10:15(123 会議室)	1 調査項目の検討について
チーフ会議	平成17年5月25日 10:30~12:00(123 会議室) 15:30~18:00(132 会議室)	1 調査項目の検討について
第2回全体調整ワーキング	平成17年5月30日 9:30~11:30(31 会議室)	1 各分野別ワーキングの検討経過と区民アンケート調査(案)について
ワーキング委員向け区民アンケート報告会	平成17年7月21日 10:00~12:00(121 会議室)	1 「健康」に関する区民アンケート調査結果報告
分野別ワーキング (⑤栄養、④休養、③歯)	平成17年7月21日 13:00~17:15(124 会議室)	1 数値目標の検討について
分野別ワーキング (④運動、④たばこ・アルコール)	平成17年7月27日 8:45~12:00(124 会議室)	1 数値目標の検討について
分野別ワーキング (⑥栄養、⑤運動、⑤休養、 ⑤たばこ・アルコール、④歯)	平成17年8月1日 8:45~17:15(22 会議室)	1 数値目標の検討について
チーフ会議	平成17年8月4日 13:00~17:15(81 会議室)	1 数値目標の検討について

全体調整ワーキング	
所属	
◎保健計画課長	スポーツ振興課スポーツ振興担当
○本所保健センター所長	学務課学校保健担当
保健計画課保健計画担当	厚生・児童課計画担当
向島保健センター事業係	自治振興・女性課コミュニティ担当
本所保健センター栄養指導担当（栄養士）	高齢者福祉課高齢者相談担当
向島保健センター保健医療担当（医師）	指導室指導主事
向島保健センター保健指導担当（保健師）	
本所保健センター保健指導担当（保健師）	
本所保健センター歯科衛生担当（歯科衛生士）	
衛生検査課臨床検査係	
生活衛生課生活環境係	
生活衛生課食品調整係	
事務局：保健計画課	

◎：座長、○副座長

分野別ワーキング	
1. 食生活・栄養	2. 身体活動・運動
所属	所属
○本所保健センター（栄養士）	○本所保健センター（保健師）
本所保健センター（保健師）	向島保健センター（医師）
向島保健センター（歯科衛生士）	本所保健センター（栄養士）
本所保健センター（医師）	本所保健センター（歯科衛生士）
保健計画課保健計画担当	保健計画課保健計画担当
生活衛生課（食品）	子育て支援課
衛生検査課	スポーツ振興課
子育て支援課	学務課
学務課	
高齢者福祉課	

3. こころの健康・休養	4. たばこ・アルコール
所属	所属
○向島保健センター（保健師）	○向島保健センター（医師）
保健計画課（歯科衛生士）	本所保健センター（歯科衛生士）
本所保健センター（医師）	向島保健センター（保健師）
保健計画課保健計画担当	保健計画課保健計画担当
子育て支援課	生活衛生課（環境）
スポーツ振興課	衛生検査課
学務課	学務課
指導室	高齢者福祉課
	指導室

5. 歯の健康
所属
○本所保健センター（歯科衛生士）
向島保健センター（歯科衛生士）
保健計画課（歯科衛生士）
本所保健センター（保健師）
子育て支援課
学務課

○：チーフ

## 資料編 用語集

### 【A】

#### AED（自動体外式除細動器）

突然死の死因のほとんどは心臓疾患である心室細動です。除細動（心臓への電気ショック）により心室細動を正常な状態に戻すことができることから、AEDを公共施設等の様々な場所に置くことで突然死を防ぐことができます。AEDは除細動が必要かを判断し、救命の手順を音声にて指示するので、救命行為が簡単にできるように作られています。“Automated External Defibrillator”の略称です。

### 【B】

#### BMI

“Body Mass Index”の略称で、「体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)」で算出される体格指数のことです。肥満度を測るための国際的な指標となっています。医学的に最も病気が少ない数値として22を「標準」とし、18.5未満なら「やせ」、25以上を「肥満」としています。

### 【C】

#### CPI

歯周病の進行度を表す指数のことです。CPI最大コードが3以上とは、「4mm以上の歯周ポケットがあり、歯周病の治療が必要な状態」をいいます。“Community Periodontal Index”の略称です。

### 【D】

#### DMF 歯数

過去に虫歯になったかどうかを数値で表したものです。一般的に指数の高い人ほど虫歯が多くなっています。DMFは虫歯を治療していない歯 (Decayed teeth)、虫歯で抜いてしまった歯 (Missing teeth because of caries)、虫歯を治した歯 (Filled teeth) の略です。

#### DOTS（直接監視下短期化学療法）

“Directly Observed Treatment, Short course”の略称で、「薬を患者には手渡さないで、毎日外来に通ってもらい、職員の目の前で飲ませる」方式です。世界保健機関 (WHO) で考案され、途上国では結核の標準的な治療方式となっています。

### 【H】

#### HACCP（ハサップ）

原材料の生産から消費者にわたるまでの工程のあらゆる危害（微生物、化学物質、異物等）の発生を予測し、その防止法を考え（危害分析）、製造工程中の最も適切どころ（重要管理点）で管理基準を設けてチェックするシステムのことで、食品の安全性を確保するための科学的な管理手法であり、食品衛生管理の信頼性の基準となっています。“Hazard Analysis Critical Control Point”の略称です。

### 【P】

#### PFI方式

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用し効率的かつ効果的な公共サービスの提供を民間主導で行う事業手法です。PFIとは“Private Finance Initiative”の略称です。

### 【S】

#### SIDS（乳幼児突然死症候群）

何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に死をもたらす病気で、「それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況および剖検（解剖による死因の検査）によってもその原

因が不詳である、乳幼児に突然の死をもたらした症候群」と定義されています。それまでの健康には何ら問題がなく、解剖して検査をしても原因がわからないのがこの病気の特徴となっています。“Sudden Infant Death Syndrome”の略称です。

## SLE（全身性エリテマトーデス）

免疫の異常を基盤として発病する慢性の炎症性疾患です。発熱、全身倦怠感などの炎症を思わせる症状と、関節、皮膚、内臓などのさまざまな症状が一度に、あるいは次々に起こってきます。“Systemic Lupus Erythematosus”の略称です。

## 【い】

### 一次予防

一次予防とは、病気にならないように、普段から健康増進に努めることをいいます。二次予防とは、定期健康診査等で病気の芽を見つけ早い段階で摘み取ることです。三次予防とは、病気にかかってしまったらきちんと最後まで治療を受け、機能の回復・維持を図ることです。

## 【う】

### うつ病

気分がひどく落ち込むことや、何事にも興味を持たない、おっくう、なんとなくだるい等強い苦痛を感じ、日常生活に支障が現れる状態のことです。精神的に活発になりすぎていろいろな問題が出てくる躁の状態を体験したことがある双極性障害（以前の躁うつ病）、抑うつ症状だけを体験する大うつ病性障害（中核的なうつ病）、比較的軽い症状が長期間続いている気分変調性障害等があり、全体を気分障害と呼びます。

## 【え】

### 栄養成分表示

エネルギー及び栄養分量を、メニューやパンフレット等の見やすいところに、できるだけ分かりやすく表示したものです。食品衛生法に基づき、平成13年（2001年）4月より品質表示にアレルギー表示が追加されました。

## 【け】

### 健康寿命

健康で明るく元気に生活し、稔り豊かで満足できる生涯、つまり認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間のことです。

## 【こ】

### 高次脳機能障害

頭部外傷後に生じる認知障害（記憶、記銘力障害、集中力障害、遂行機能障害、判断力低下等）と人格障害（感情易変、暴力・暴言、攻撃性、幼稚、性的羞恥心の低下、多弁、自発性・活動性の低下、病的嫉妬、被害妄想等）により、社会復帰が著しく困難になる程度の脳機能障害のことです。

### 高齢化率

全人口に占める65歳以上人口の割合をいいます。

## 【さ】

### 再興感染症

既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とされない程度までに患者が減少していた感染症のうち、この20年間に再び流行しはじめ、患者数が増加したものをいいます。MRSAなどの薬剤耐性菌、マラリア、コレラ、結核等が世界的に問題となっています。

## 【し】

### 受動喫煙

自分の意思とは無関係にたばこの煙を吸わされることをいいます。喫煙者が吸い込む煙（主流煙）

とたばこの点火部分から立ち上がる煙（副流煙）の2種類の煙を吸い込むこととなりますが、有害物質は主流煙より副流煙の方が高い濃度で含まれています。

## 食育

一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組みの事です。

## 新興感染症

「かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症」のことをいいます。新興感染症のうち8割が日本でも発見されており、最近では、ウエストナイルウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）、サル痘が発見されています。

## 【す】

### スクールカウンセラー

いじめや不登校等のこころの悩みに専門的立場から助言・援助を行うために、小学校・中学校・高校に配置された臨床心理士、精神科医、大学教授等のカウンセリングの専門家のことです。主に配置された学校の児童生徒や教職員及び保護者からの相談を担当します。

## 【せ】

### 生活習慣病（生活習慣病予備軍）

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」のことです。高脂血症、高血圧、糖尿病を含めた代表的な生活習慣病としては、肥満、痛風（高尿酸血症）、循環器疾患、肝臓疾患、がん、骨粗しょう症、歯周病等があります。生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気ですが、生活習慣の改善により、様々な病気の発症や進行を予防することができます。

## 精神疾患

心、脳の疾患のことを指します。統合失調症や躁うつ病といった重度のものから、ノイローゼ（神経症）、パニック障害、適応障害といった中軽度のものまでの様々な疾患を含みます。また、精神の変調が髄膜炎、内分泌疾患等の身体疾患によって引き起こされる場合もあります。

## 【て】

### 適正体重

「身長（m）×身長（m）×22」で算出される標準体重のことです。丈夫で長生きできる理想の体重とされています。

## 【と】

### 閉じこもり

1日のほとんどを家の中あるいはその周辺で過ごし、日常生活行動範囲がきわめて縮小した状態のことで、高齢者については脳血管障害や骨折等の様々な障害によりADL低下が起こりますが、身体的障害だけでなく心理的あるいは社会的障害も加わって、活動範囲が自宅に限られている状態を「閉じこもり」といいます。

## 都心回帰

首都圏等の大都市圏への転入により人口が増加することです。一時、大都市圏の地価の上昇等により郊外への人口移動がみられましたが、近年は都心部への転入が超過傾向にあります。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力のことです。内閣府では「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの



暴力」、「夫（妻）・パートナーからの暴力」等という言葉を使用しています。

## 【に】

### 認知症

一度獲得した知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下した状態のことをいいます。病状の進行により判断力等も低下し、日常生活に支障をきたすようになりますが、認知症は脳の障害により生じる「病気」であり、一般的な病気と同様、適切な治療により改善されることもあります。

## 【は】

### ハイリスクアプローチ

高いリスクを持った個人を対象にはたらきかけることです。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。建築物内の段差の解消など物理的障壁だけでなく、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。

## 【ひ】

### ピアカウンセリング

何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（または経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのことです。仲間からサポートされていると感じる場にいることで、効果的に援助し合うことや、悩みの解決につながります。

### 標準化死亡比（SMR）

基準となる集団（例えば東京都）の年齢階級死亡率を、比較する地域（墨田区）の年齢階級別人口に乗じて総和したものを期待死亡数とし、それに対する墨田区の実際の死亡数の比であらわしたものです。本計画では東京都を100として、都内23区、墨田区の実際の死亡数を比較しています。SMRは“Standardized Mortality Ratio”の略称です。

## 【ほ】

### ポピュレーションアプローチ

対象を一部に限定せず、集団全体へはたらきかけることです。

## 【め】

### メタボリックシンドローム

内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）により、肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病等の生活習慣病が引き起こされやすくなった状態をメタボリックシンドロームといいます。

## 【り】

### リスクコミュニケーション

リスクに関する情報を、正確かつ迅速に多種多様な人々が共有し、リスクをいかに負担しあうかについての合意を形成するために行うコミュニケーションのことです。事象の持つ好ましい面だけでなく、好ましくない面についての情報も関係者に等しく公開し、リスク負担に関する合意を形成します。

## 【ろ】

### 6024（ロクマルニイヨン）・8020（ハチマルニイマル）運動

6024は60歳になっても自分の歯を24本維持しようという運動のことで、8020は80歳で20本維持しようという運動のことです。

## 区民の健康づくり総合計画

平成 18 年（2006 年）3 月

発 行 墨田区  
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号  
電話：03-5608-1111（代表）

編 集 墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課



すみだ やさしいまち宣言・人と地域と環境のために

毎月25日は  
すみだ家庭の日